

甘楽町公共施設等総合管理計画

平成29年3月 策定
令和 4年3月 改訂

甘 楽 町

目 次

第1章	はじめに.....	1
1	本計画の改訂について.....	1
2	本計画策定後の対策実績.....	2
①	にこにこ甘楽（甘楽町多世代サポートセンター）.....	2
②	甘楽町認定こども園.....	2
③	かんら保育園.....	2
④	旧第三中学校.....	2
⑤	消防団詰所.....	2
⑥	浄水場および上水道配管.....	3
⑦	農業集落排水.....	3
⑧	橋梁.....	3
3	本計画の位置づけ.....	4
第2章	本町の現状.....	5
1	本町の人口.....	5
①	人口の推移.....	5
②	人口動向の推移.....	6
2	本町の財政状況等.....	7
①	歳入の推移.....	7
②	歳出の推移.....	8
③	町債・基金残高の推移.....	9
④	有形固定資産減価償却率の推移.....	10
3	保有する公共施設等.....	11
①	公共建築物の保有状況.....	11
②	公共建築物の保有量の推移.....	12
③	インフラ施設の保有状況.....	13
④	インフラ施設の保有量の推移.....	14

目次

第3章	公共施設等の管理について	16
1	現状や課題に関する基本認識	16
①	公共建築物	16
②	インフラ施設	16
③	公共施設等（公共建築物・インフラ施設）	16
④	目標とする経費	17
2	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	18
①	点検・診断方針	18
②	維持管理・修繕・更新方針	18
③	安全確保方針	18
④	耐震化対策方針	19
⑤	長寿命化方針	19
⑥	ユニバーサルデザイン化方針	19
⑦	統合・廃止方針	19
⑧	共同利用等の方針	19
⑨	環境配慮方針	19
3	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	20
①	公共建築物の基本的な方針	20
②	インフラ施設の基本的な方針	21
4	財産の活用や処分に関する基本方針	22
5	本計画の計画期間	22
第4章	維持管理・更新等に係る経費	23
1	公共施設等（公共建築物・インフラ施設）の維持管理の計画的な推進について	23
①	公共建築物	23
②	インフラ施設	23
2	公共施設等（公共建築物・インフラ施設）の維持管理・更新等に係る経費について	24
第5章	総合管理計画の継続的運用方針	25
1	情報管理・共有方策	25
2	全庁的な取組体制の構築	25
3	地方公会計の活用	25
4	本計画のフォローアップ	26

第1章 はじめに

1 本計画の改訂について

過去に建設された公共施設等*1 がこれから大量に施設改修や更新時期を迎える一方で、町の財政状況は人口減少による町税の減少や少子高齢化による社会保障費等の増額により、今後ますます厳しくなると想定されます。

人口減少により公共施設等の利用需要が減少していく中、全体を把握し中長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担の軽減、施設更新費用・維持補修費の平準化を図るとともに、公共施設等の適正な配置が必要となっています。

国においても「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『今あるものを賢く使う』への重点化が課題である」とし、「インフラ長寿命化基本計画*2」が策定され、地方公共団体においても、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画*3（以下、「本計画」））を策定するよう要請があり、本町でも、平成 29（2017）年 3 月に「甘楽町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

その後、各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、本計画について不断の見直しを実施し、充実させていくことが望ましいとされているところであり、本町では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の更なる推進のため、これまでに策定した個別施設計画*4等を反映するなど、本計画の見直しを行いました。

*1 公共施設等	公共施設、公用施設その他の町が所有する建築物その他の工作物をいう。いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、上水道、下水道、廃棄物処理場等
*2 インフラ長寿命化基本計画	平成 25（2013）年 11 月 29 日に決定され、地方公共団体において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされている。
*3 公共施設等総合管理計画	インフラ長寿命化基本計画における、インフラ長寿命化計画（行動計画）であり、必要なインフラの機能を維持していくためには、メンテナンスサイクルを構築するとともに、それらを支える技術、予算、体制、制度を一体的に整備することが必要であるため、各施設の特長や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ策定することとされている。
*4 個別施設計画	インフラ長寿命化基本計画における、個別施設毎の長寿命化計画であり、各施設の特長や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を策定することとされている。

2 本計画策定後の対策実績

本計画を策定した平成 29（2017）年 3 月以降、本町では甘楽町学校施設個別施設計画（平成 31（2019）年 3 月策定）、甘楽町公共施設等個別施設計画（令和 2（2020）年 3 月策定）、甘楽町橋梁長寿命化修繕計画（令和 2（2020）年 3 月改訂）、甘楽町水道事業基本計画（水道事業ビジョン・経営戦略）（令和 2（2020）年 12 月改訂）、甘楽町公共下水道ストックマネジメント実施方針（令和 3（2021）年 6 月策定）において、個別施設ごとの具体の対応方針を定め、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組みを推進しています。また、令和 3（2021）年度末に甘楽町公営住宅等長寿命化計画を策定しました。

これらの計画に基づいて実施された対策実施事例を紹介します。

① にここ甘楽（甘楽町多世代サポートセンター）

平成 29（2017）年度、施設の老朽化対策及び公共施設の適正配置を目的として、旧甘楽町総合福祉センター施設の長寿命化改修を行い、施設内に保健センター・子育て支援センター・地域包括支援センター機能の集約化・複合化を図りました。

その後、平成 31（令和元（2019））年度には旧保健センター施設を解体、令和 3（2021）年度には、個別施設計画の整備計画に基づき、老朽化した電気設備改修工事を行いました。

② 甘楽町認定こども園

多様化する保育・幼児教育のニーズに対して必要なサービスの提供体制の充実を図り、本町内にある町立幼稚園 3 園の老朽化対策として、3 園を統合し、令和 4（2022）年開園予定の認定こども園を町有地貸付の上、民設民営（PFI 方式）で開園します。

③ かんら保育園

多様化する保護者ニーズへの対応や保育サービスの充実を図るため、「第 2 期甘楽町子ども子育て支援事業計画」に基づき、民間法人へ移管し、令和 4（2022）年度からは公私連携型保育所として生まれ変わります。

④ 旧第三中学校

生徒数の減少に伴い、旧第三中学校は旧第二中学校に統合しました。本町では、学校跡地等活用検討委員会を設置していますが、旧第三中学校の活用の方針についても協議を行った結果、現在は文化財保管庫として活用しています。

⑤ 消防団詰所

詰所の老朽化が進む中、町民の安全安心を守るため、これまで 4 分団 10 部制であった消防団を、平成 29（2017）年度から 2 分団 6 部制に組織再編し、並行して平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度にかけて詰所 3 施設の更新を計画的に進めました。

⑥ 浄水場および上水道配管

老朽化が進んだ施設および設備の補強や改修を行うため、令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度にかけて、白倉浄水場の大規模改修工事を進めています。また、管路の更新と耐震化や、老朽管（石綿管）の更新を計画的に進めています。

⑦ 農業集落排水

住民生活に必要なサービスを安定的に継続するため、施設等の統廃合や長寿命化の推進を図るため、農業集落排水区域を公共下水道事業へ統合する事業を進めています。令和 4（2022）年度に天引地区を統合しますが、引き続き、城南・上野地区、善慶寺・国峰地区の統合も進めていきます。

⑧ 橋梁

平成 31（令和元（2019））年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的な橋梁の維持管理を行い、予防保全的な対策を実施することで、橋梁の長寿命化に取り組んでいます。

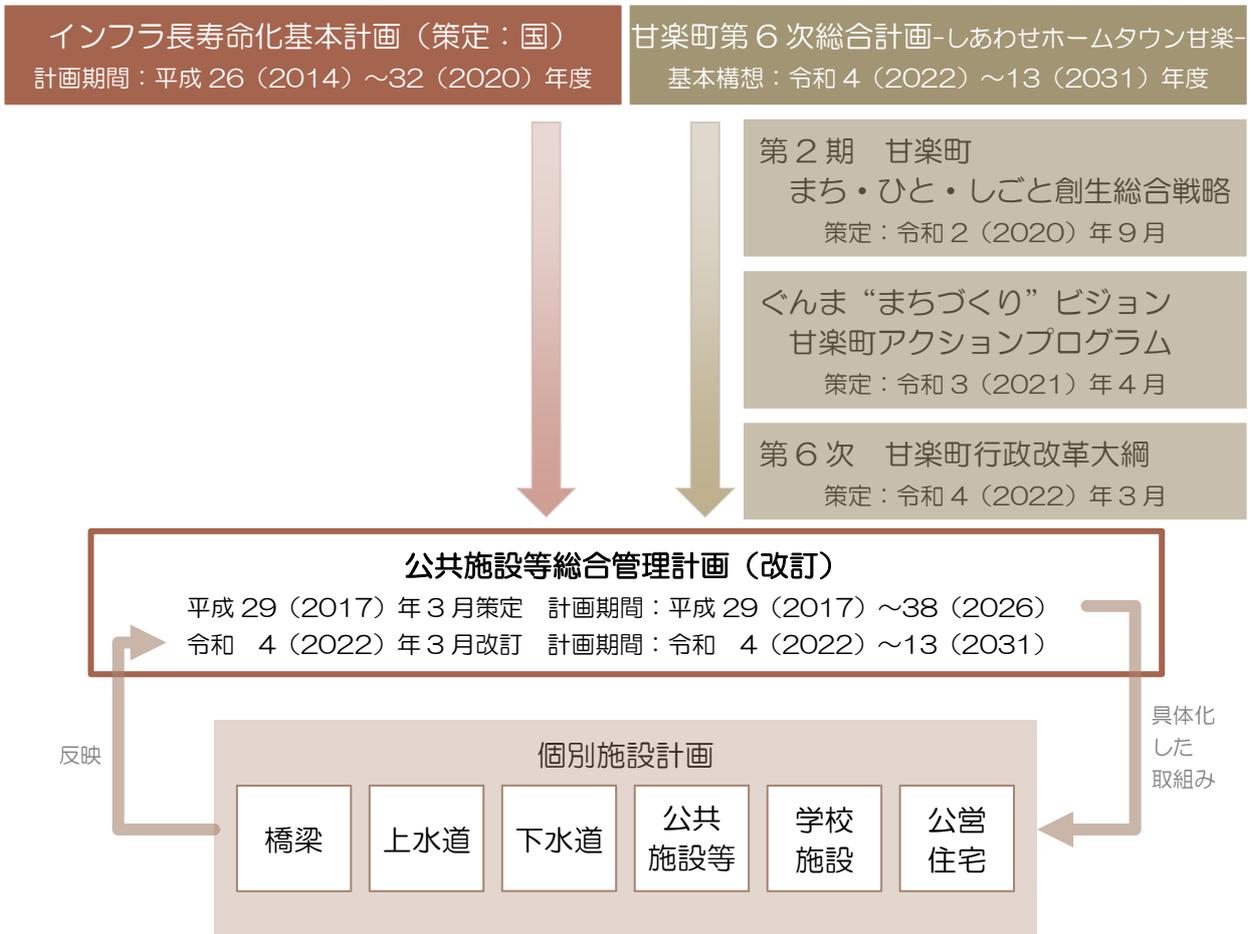
具体的な橋梁の老朽化対策として、社会資本整備総合交付金を活用し、令和 2（2020）年度には裏門橋、大類橋の補修工事を行うなど、計画的に事業を実施しています。

3 本計画の位置づけ

本計画は、「甘楽町第6次総合計画—しあわせホームタウン甘楽—（令和4（2022）年3月策定、以下、「総合計画」）」の下位計画と位置づけられます。本計画の改訂にあたり、町の計画である「第2期 甘楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2（2020）年9月策定、以下、「総合戦略」）」「ぐんま“まちづくり”ビジョン 甘楽町アクションプログラム（令和3（2021）年4月策定、以下、「アクションプログラム」）」、「第6次甘楽町行政改革大綱（令和4（2022）年3月策定）」などとも連携し、取組みを推進していきます。

本計画を策定した平成29（2017）年3月以降、具体化した取組みを推進するため個別施設計画*1を策定しましたが、本計画をより充実させるために、個別施設計画に記載した対策の内容等を反映します。

□ 本計画の位置づけ



*1 個別施設計画等策定状況

- 甘楽町学校施設等個別施設計画（平成31（2019）年3月策定）
- 甘楽町公共施設等個別施設計画（令和2（2020）年3月策定）
- 甘楽町橋梁長寿命化計画（令和2（2020）年3月改訂）
- 甘楽町水道事業基本計画（水道事業ビジョン・経営戦略）（令和2（2020）年改訂）
- 甘楽町下水道事業経営戦略（令和3（2021）年3月策定）
- 甘楽町公共下水道ストックマネジメント実施方針（令和3（2021）年6月策定）
- 甘楽町公営住宅等長寿命化計画（令和4（2022）年3月改訂）

第2章 本町の現状

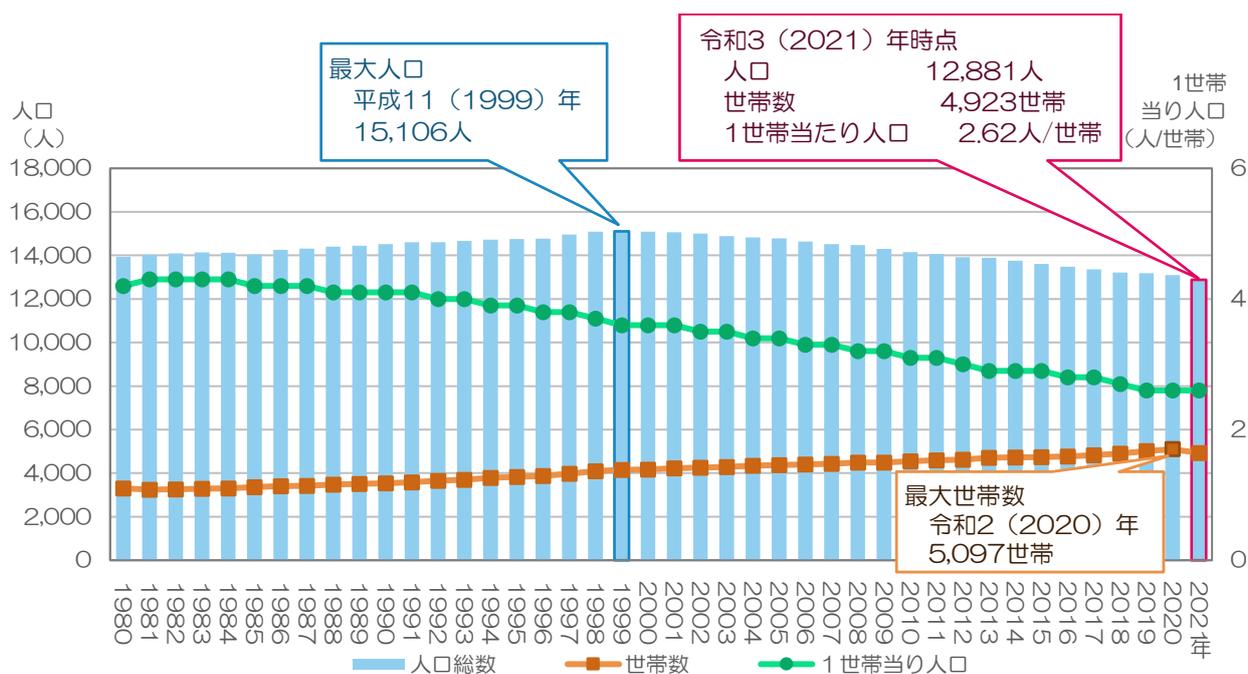
1 本町の人口

① 人口の推移

総合戦略では、本町発足当時の昭和34(1959)年、人口は15,426人でした。昭和45(1970)年頃までは減少傾向、その後、微増傾向となっていました。平成11(1999)年の15,106人をピークに、再び減少傾向となっています。

今後もこの傾向は続くと思われ、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」では令和22(2040)年の人口を9,854人と推計しています。なお、総合戦略では、人口減少に対する施策*1を展開することで、人口減少が穏やかになると見込み、令和22(2040)年の人口として10,500人を確保する将来展望を掲げています。

□ 人口の推移(住民基本台帳)



*1 人口減少に対する施策

町の目指すべき将来の基本的方向として、次の3項を掲げています。

○若い世代の希望の実現

若い世代の就労の場の提供、結婚、出産、子育てへの支援などの社会的環境を実現する。

○移住・定住への希望の実現

人口流出抑制のため、甘楽町に「住みたい」「住み続けたい」人の希望を叶えるとともに、「住みたくない」「住み続けたくない」環境を実現する。

○安心して暮らせる環境の実現

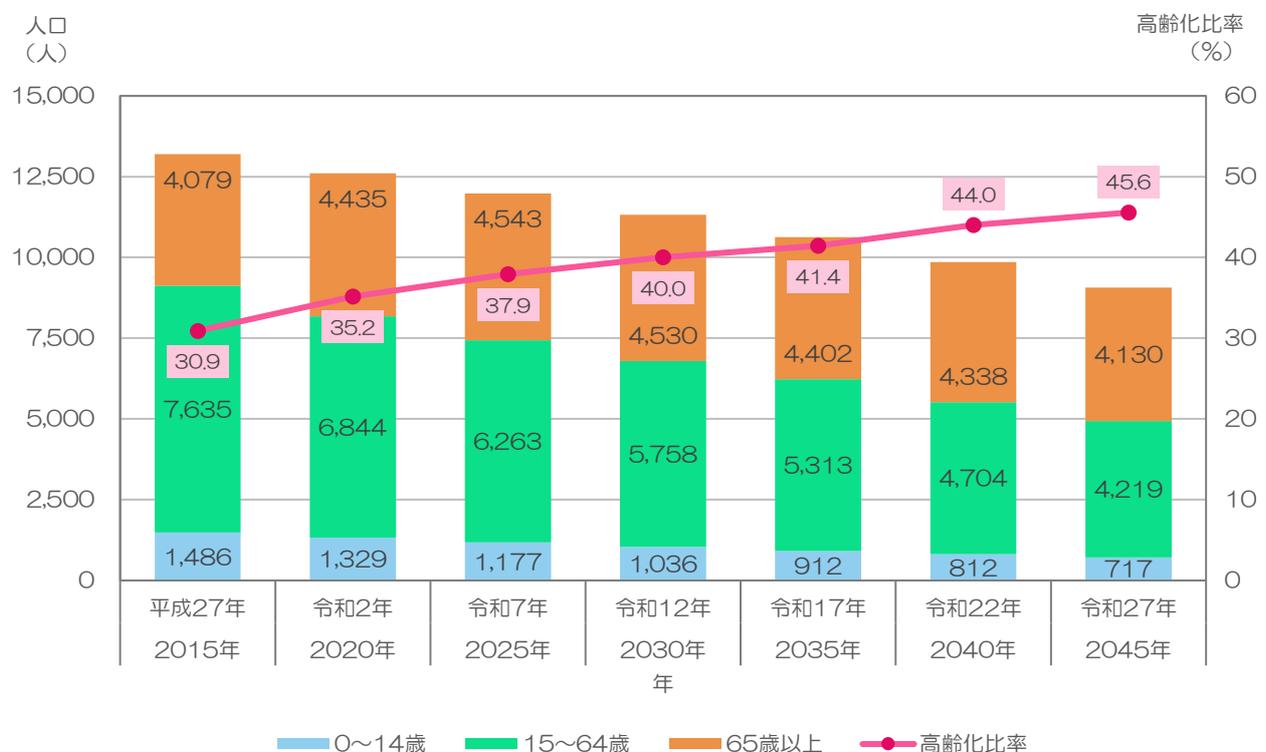
各地域の特徴を活かし、人口減少、高齢化による変化に柔軟に対応し、安全で安心できる環境を実現する。

② 人口動向の推移

年齢階層別人口についてみると、65歳以上の高齢者人口は、平成27（2015）年国勢調査の時点で全町民の30.9%でしたが、その後増加傾向が続き、令和27（2045）年には45.6%に増加すると推計されています。

その一方、15歳以上64歳以下の生産年齢人口は、平成22（2010）年は全町民の57.8%でしたが、令和27（2045）年には46.5%に減少、0歳以上14歳以下の年少人口は2015（平成22）年は全町民の11.3%でしたが、令和27（2045）年には7.9%に減少することが予測されています。

□ 人口動向の推移（将来推計人口*1（平成30（2018）年推計））



*1 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」
（各年10月1日時点の推計人口：平成27（2015）年は国勢調査による実績値）

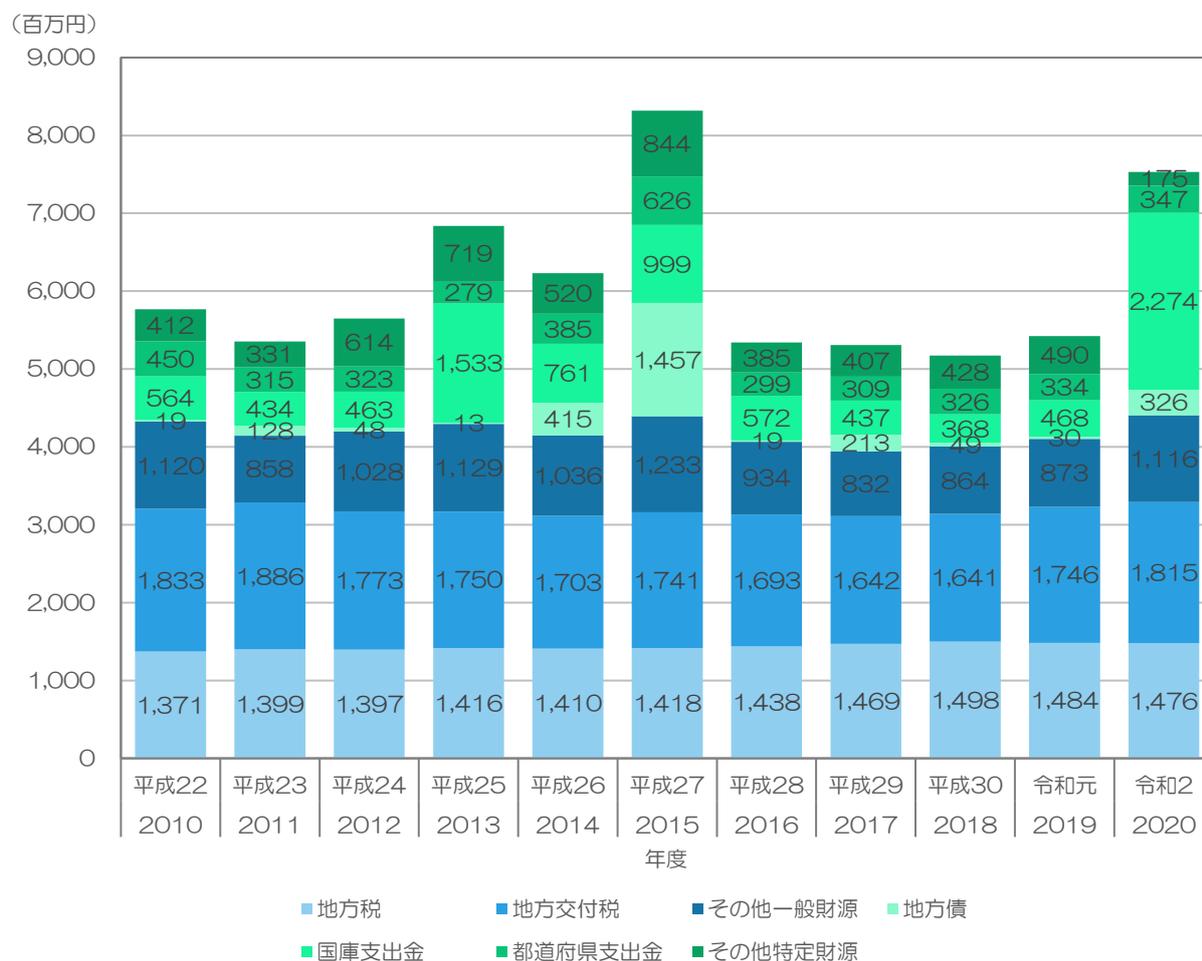
2 本町の財政状況等

① 歳入の推移

歳入の総額は、平成 20（2008）年度までは 50 億円以下でしたが、平成 21（2009）年度以降は国の補正予算を活用した予算編成により 50 億円を上回り、平成 25（2013）年度から平成 27（2015）年度は、甘楽中学校建設に係る補助金や基金の繰り入れが増額しています。

地方税は平成 22（2010）年度以降 13 億円台に落ち込み、平成 25（2013）年度からは 14 億円に回復し、令和元（2019）年度は 14.8 億円に増加しました。地方税と地方交付税の合計額は 31 億円から 32 億円の間で推移していますが、現在の交付税の増額要因である地方創生に係る需要額が削減になると、交付税額は減少すると見込まれます。

□ 普通会計における歳入決算額の推移（決算カード*1）



*1 決算カード

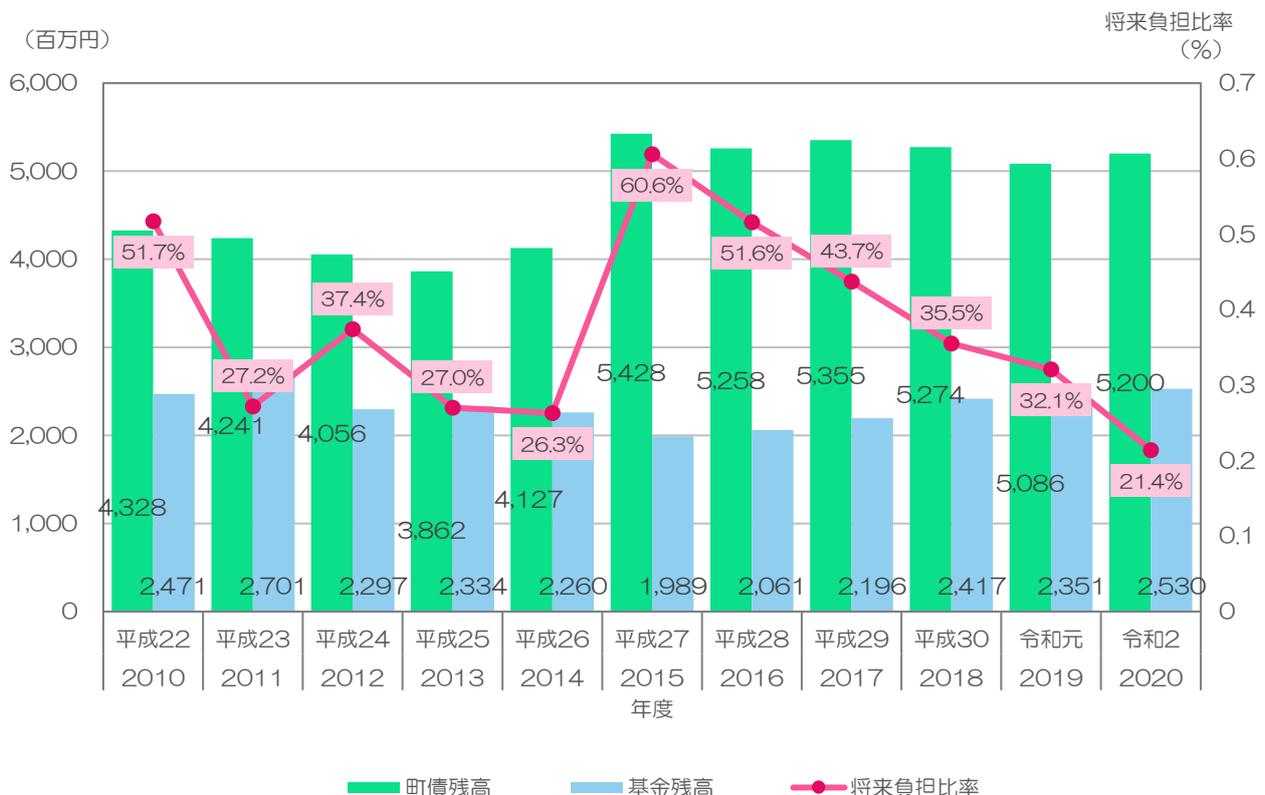
各年度に実施した地方財政状況調査の集計結果に基づき、都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、都道府県・市町村ごとに1枚のカードに取りまとめたものです。

③ 町債・基金残高の推移

本町は平成 16（2004）年に、合併せずに自立の道を選択したことにより「まちおこしプラン（計画期間：平成 17（2005）年～平成 21（2009）年）」を策定し、「自助・共助・公助」の理念の下に行政コストを意識した財政運営を実施してきました。借入抑制により町の借金である町債は年々減少し、給与・報酬等の減額をはじめとする歳出削減により町の預金である基金は増加してきましたが、平成 27（2015）年度以降は、甘楽中学校の建設等により町債残高は増加し、基金が減少したため、平成 27（2015）年度末の財政健全化法で算定される財政指標である将来負担比率*1は 60.6 と県下の町村で下位に位置していましたが、その後、町債の償還が開始したこと、また町債の適正化に努めていることで、令和 2（2020）年度には 21.4%まで改善しました。

このような中、地方創生に係る経費や社会保障費の増額など、財政需要は増大する傾向にあります。今後の財政運営は、すべての事業を抜本的に見直すとともに、経常経費については徹底した削減に努めるなど、引き続き将来人口の減少を見据えた収入に見合った予算編成を進める必要があります。

□ 町債・基金残高の推移（決算カード）



*1 将来負担比率

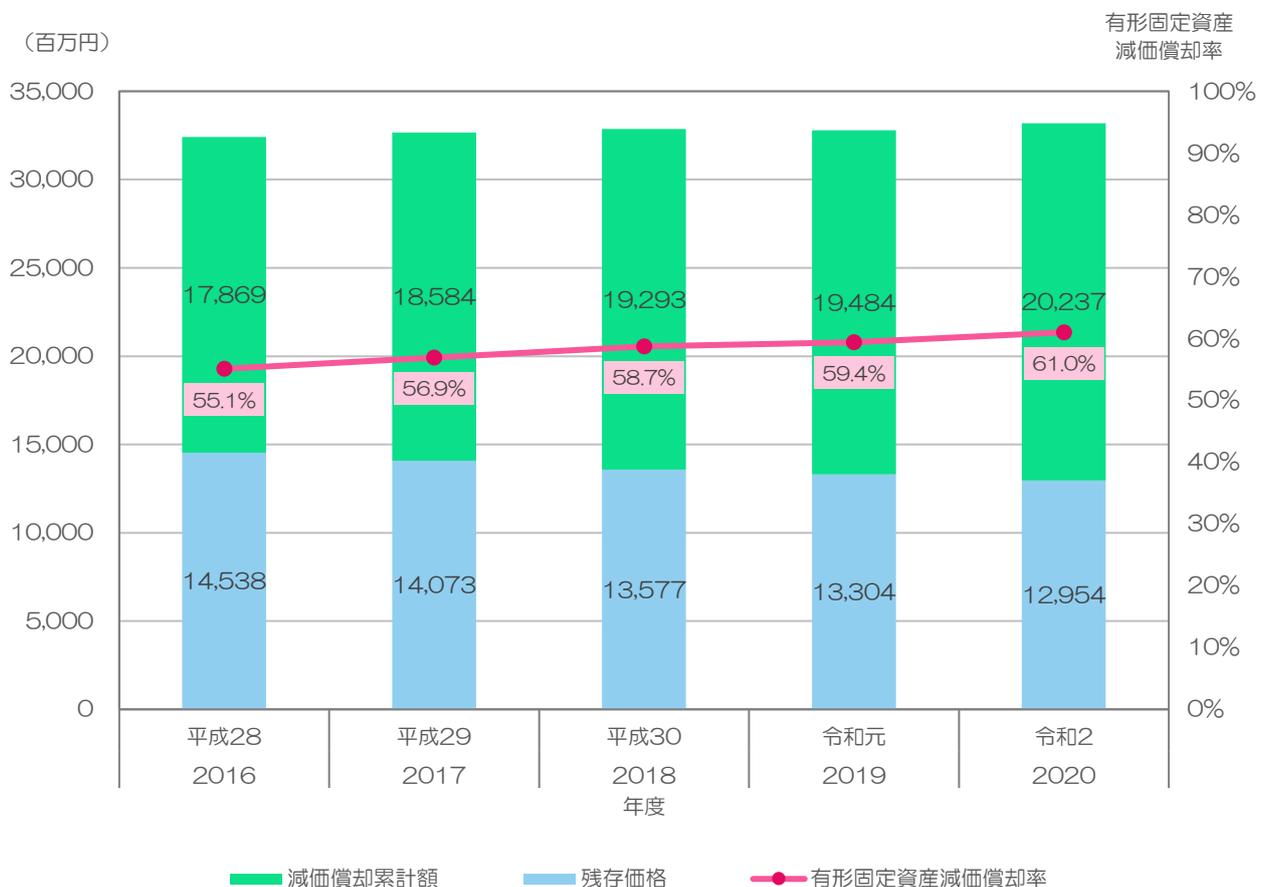
地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている、将来支払っていく可能性のある負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。将来における、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいわれます。

④ 有形固定資産減価償却率の推移

本町が所有する有形固定資産のうち、償却資産について、取得価格等に対する減価償却累計額の割合は、資産の法定耐用年数に対して、実際にどの程度経過しているのかを表します。この比率が高いほど、老朽化が進み、法定耐用年数が近づいていることを示します。

平成 27（2015）年度に甘楽中学校の建設等で一時的に下がりましたが、その後増加を続けています。平成 30（2018）年度における類似団体^{*2}の有形固定資産減価償却率の平均は 60.4% であり、本町はやや下回っているものの、高水準のまま増加を続けてるため、本計画に基づき適正な町有資産の管理を進める必要があります。

□ 有形固定資産減価償却率の推移（統一的な基準による地方公会計制度に基づく財務書類 4 表^{*1}）



*1 統一的な基準による地方公会計制度に基づく財務書類 4 表

平成 26（2014）年 4 月に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」が公表され、固定資産台帳の整備と複式簿記を前提とした財務書類等の統一的な基準が示されました。その後、平成 27（2015）年 1 月の総務大臣通知で、原則として平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までの 3 年間で全ての地方公共団体で作成・公表が要請されました。

*2 類似団体

本町でもこの要請に基づき、平成 28 年度に固定資産台帳を整備し、平成 29（2017）年度より平成 28（2016）年度分以降の財務書類を統一的な基準に基づき作成しています。都道府県財政力指数表、及び類似団体市町村財政指数表と同様の考え方により、全国の市区町村をグループ分けしたものです。平成 30（2018）年度、甘楽町は「町村-Ⅲ」に該当し、県内町村では、東吾妻町、明和町、千代田町と同一のグループとなっています。

3 保有する公共施設等

① 公共建築物の保有状況

本町が所有する公共施設等のうち公共建築物は 82 施設（延べ床面積 60,753.35 m²）ありますが、この計画では廃校となった旧秋畑小学校や、旧小幡藩武家屋敷（旧松浦邸）などの文化財施設、公共建築物に付属する倉庫・物置、公園の東屋等を含んでいます。

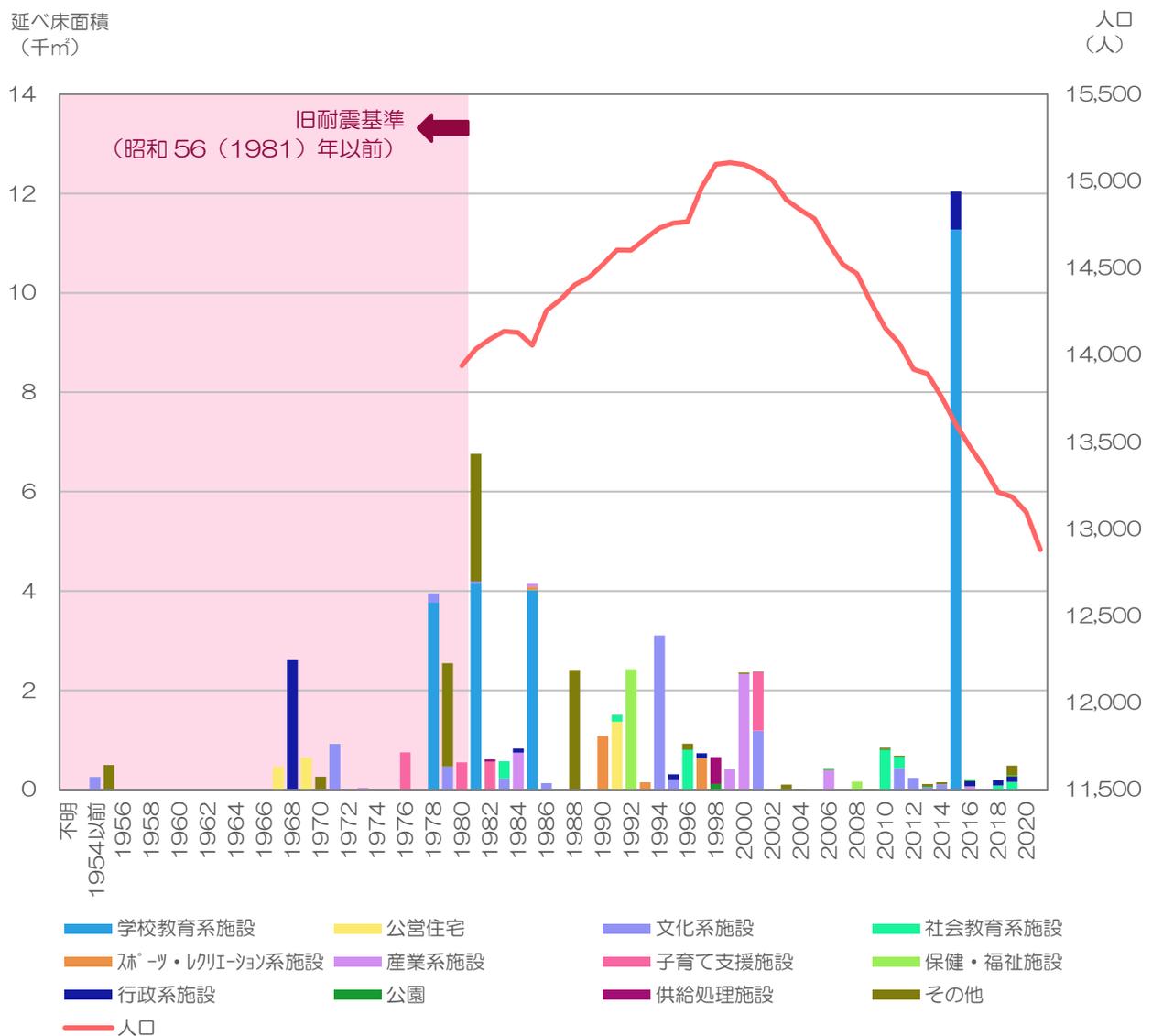
□ 公共建築物の保有状況

番号	施設類型	施設数	延べ床面積 (m ²)
1	学校教育系施設 小幡小学校、新屋小学校、福島小学校、甘楽中学校、学校給食センター	5	23,208.81 m ²
2	公営住宅 金井第一住宅団地、金井第二住宅団地、二日町住宅団地	3	2,476.88 m ²
3	町民文化系施設 甘楽町文化会館、ららかんら、甘楽町公民館、甘楽町研修センター、楽山園、旧信州屋、秋畑地域交流センター、天引農村婦人の家、甘楽古代館、生活改善センター、第 11 区住民センター、下町組合事務所、横町組山車収納庫、金井住宅団地集会所	14	7,578.26 m ²
4	社会教育系施設 長岡今朝吉記念ギャラリー、甘楽町出土文化財管理センター、歴史民俗資料館、旧小幡藩武家屋敷（旧松浦邸）、旧小幡藩武家屋敷足軽長屋、旧松井家住宅、織田氏七代の墓御霊屋	7	2,536.95 m ²
5	スポーツ・レクリエーション系施設 甘楽町体育館、甘楽総合公園、甘楽町陸上競技場、紅葉山体験農業園地等管理施設	4	1,933.96 m ²
6	産業系施設 甘楽ふるさと館、道の駅甘楽、ふるさと農園、御殿前レストラン、ちいじがき蕎麦の里拠点施設、八幡山体験農業園地等管理施設、さつま芋加工施設	7	4,065.18 m ²
7	子育て支援施設 かんら保育園、小幡幼稚園、新屋幼稚園、福島幼稚園	4	3,054.02 m ²
8	保健・福祉施設 ここここ甘楽（甘楽町多世代サポートセンター）、地域活動支援センターあゆみ	2	2,586.98 m ²
9	行政系施設 甘楽町庁舎、防災交流センター、消防団第一分団第一部詰所、消防団第一分団第二部詰所、消防団第一分団第三部詰所、消防団第二分団第一部詰所、消防団第二分団第二部詰所、消防団第二分団第三部詰所	8	3,986.39 m ²
10	公園 琴平山運動公園、福島北防災広場、北部農村公園、小幡公園、織田公公園、相ノ森公園、ふるさと公園、神の池公園、麻場城址公園	9	276.87 m ²
11	供給処理施設 小幡埋立処分場、白倉埋立処分場	2	589.36 m ²
12	その他 旧第二中学校、旧第三中学校、旧秋畑小学校、旧秋畑小学校那須分校、旧秋畑幼稚園、町田邸（建物）、旧消防団第四分団第二部詰所、ALT 住宅、神明山防災広場（トイレ）、連石山三十三観音駐車場トイレ、中小路駐車場公衆トイレ、笹森公衆トイレ、小幡八幡神社（トイレ）、新屋駅前広場（トイレ）、轟観光トイレ、上州福島駅公衆トイレ、那須修景施設公衆トイレ	17	8,459.69 m ²
合 計		82 施設	60,753.35 m ²

② 公共建築物の保有量の推移

旧耐震基準（昭和 56（1981）年以前）で建築された公共建築物は、延べ面積で見ると全体の約 33.0%ありますが、旧耐震基準で建築された公共建築物のうち、甘楽町庁舎、小幡小学校、福島小学校など主要な施設では、耐震診断を実施した結果、補強が必要な建物はすでに耐震補強工事を実施済みです。

□ 公共建築物の年度別整備状況



③ インフラ施設の保有状況

インフラ施設の整備状況は次のとおりです。

道路の総延長は、道路橋梁基礎数値台帳(令和2(2020)年度末時点)で町道 356,085.05m、固定資産台帳(令和3(2021)年6月時点)で農道 9,012.00m、林道 37,894.00mが整備されています。橋梁は町道 160 橋、総延長 1,855.83m、公園内に 2 橋、総延長 71.80mが整備されています。

また、上水道の総延長は、令和元(2019)年度時点で、導水管、送水管、配水管あわせて 151,572.56m(「甘楽町水道事業基本計画(水道事業ビジョン・経営戦略)(令和2(2020)年改訂)」及び令和2(2020)年度実績)、下水道の総延長は、令和元(2019)年度時点で、汚水管、雨水管、合流管あわせて 91,131m(「甘楽町公共下水道ストックマネジメント実施方針(令和3(2021)年6月策定)」)が整備され、町民の生活を支えています。

□ インフラ施設の保有状況

インフラ施設		保有量	備考	
道路	町道	1 級	23,225.01m (道路橋梁基礎数値台帳 (2020 年度末時点))	
		2 級		
		その他		
	農道		9,012.00m	(固定資産台帳)
	林道		37,894.00m	(固定資産台帳)
橋梁		162 橋	(うち、2 橋は公園内)	
		1,927.63m	(うち、71.80m は公園内)	
上水道	浄水場		5 施設	白倉浄水場、轟浄水場、国峰浄水場、来波浄水場、葦ノ萱浄水場 水道事業ビジョン 及び 2020 年度実績
	導水管・送水管・配水管		151,572.56 m	
下水道	処理施設		3 施設	善慶寺・国峰地区農集排処理施設、 天引地区農集排処理施設、城南・上野地区農業集落排水処理場 公共下水道ストックマネジメント 実施方針 (2019 年度末時点下水道台帳)
	汚水管		89,141.00m	
	雨水管		1,990.00m	
	合流管		0.00m	

④ インフラ施設の保有量の推移

本町の道路、橋梁、上水道、上水道施設、下水道の整備状況は以下の通りです。

町道 356,085.05m、農道 9,012.00m、林道 37,894.00m、寄付道路が 682m、合計 426,789.11m 整備されています。そのうち、約 80%が昭和 36（1961）年度に取得された道路であり、整備時期は、取得された昭和 36（1961）年度以前となります。

橋梁は、町道に 160 橋、総延長 1,855.83m 整備されていますが、これ以外にも甘楽総合公園内に 2 橋、総延長 71.80m が整備されています。

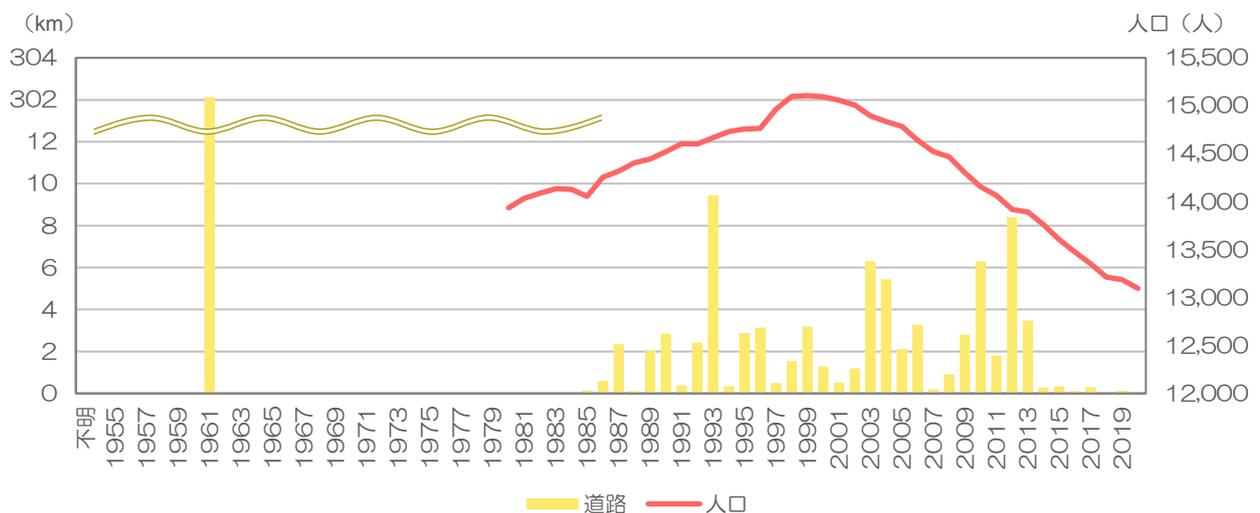
上水道は、古いものでは昭和 30（1955）年度に布設されたものが残っていますが、古い管路は耐震性が低いものも多くあります。これ以外にも、多くが高度経済成長期に布設されますので、災害時の影響度に応じた優先順位に基づく耐震性の向上も必要になります。また、浄水施設 5 施設を保有しています。

下水道は、古いものでは昭和 59（1984）年度に布設されたものが残っており、その他布設時期が不明な管路施設でも、昭和 62（1987）年度以降に布設された施設となっています。また、農集排処理施設 3 施設を保有しています。

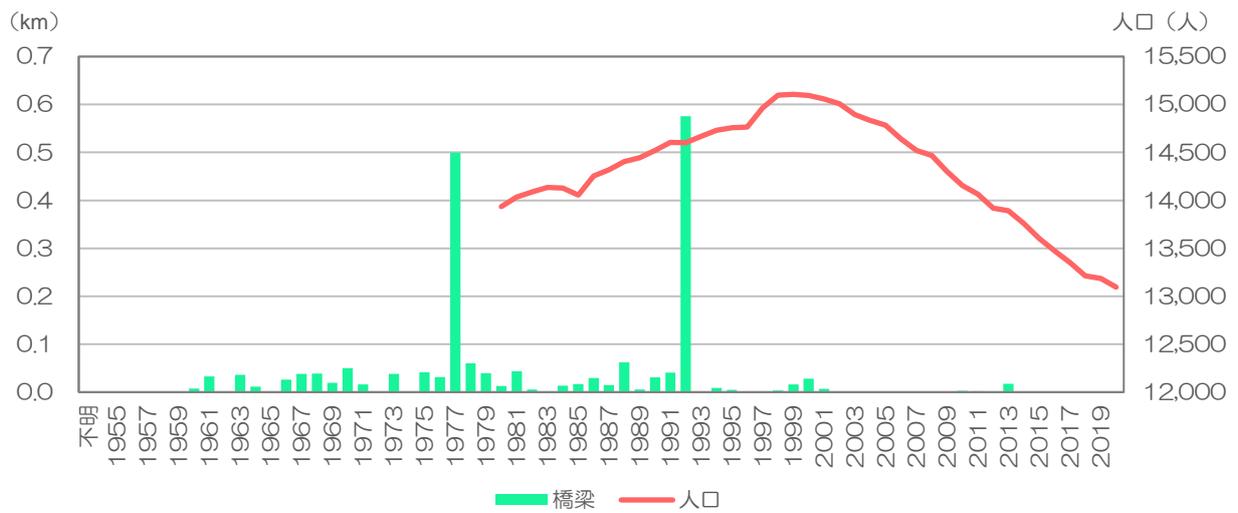
主要な管路施設（関連）の管きょについて、計画的に点検・調査を実施することとしています。

□ インフラ施設の年度別整備状況

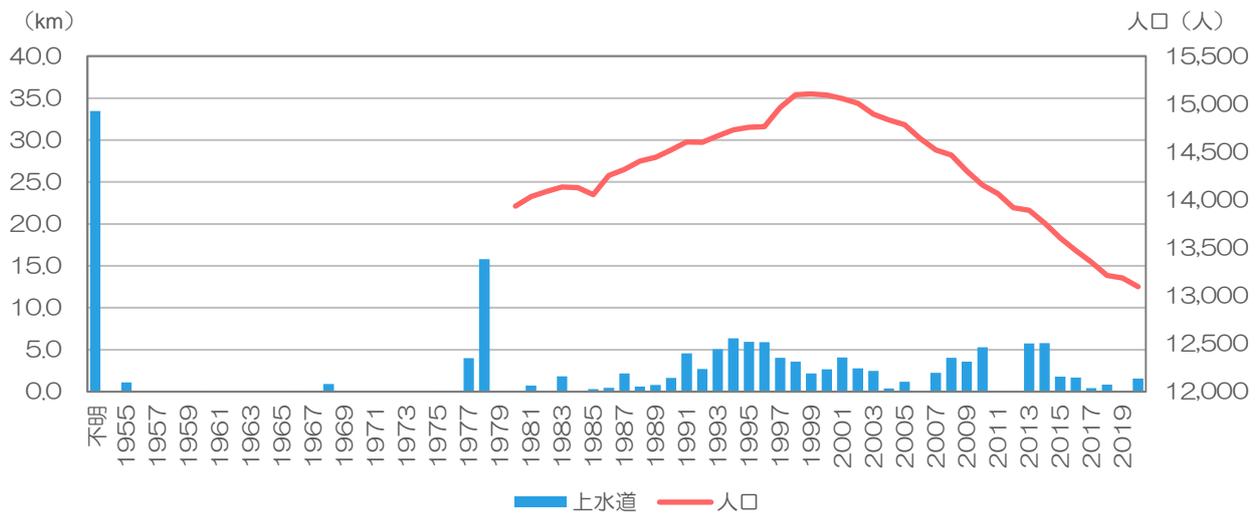
年度別整備状況 道路（固定資産台帳より）



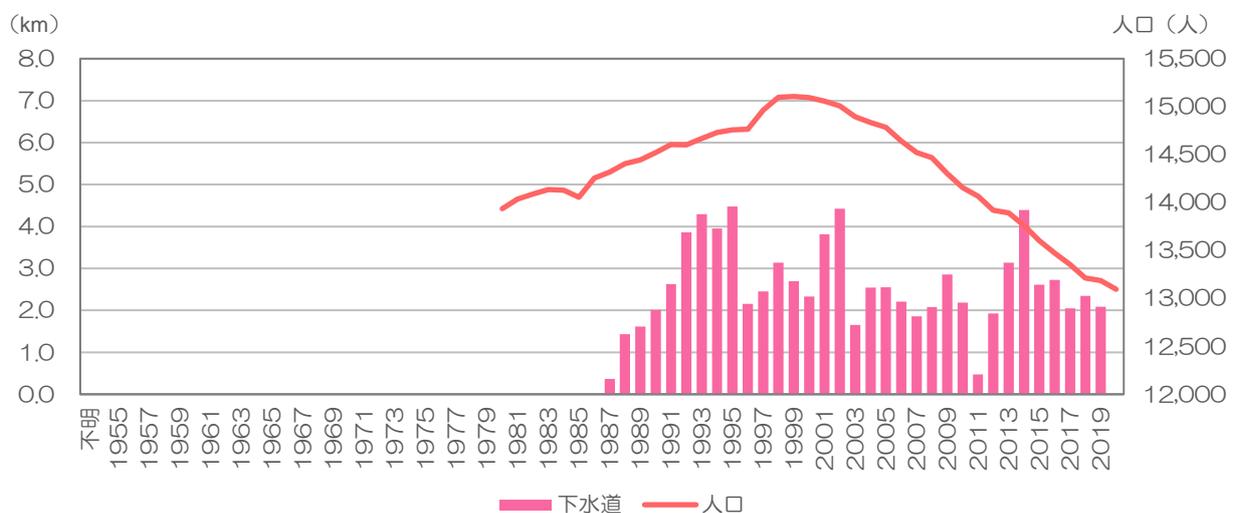
年度別整備状況 橋梁（橋梁長寿命化修繕計画より）



年度別整備状況 上水道（水道事業基本計画より）



年度別整備状況 下水道（公共下水道ストックマネジメント実施方針より）



第3章 公共施設等の管理について

1 現状や課題に関する基本認識

町の人口は、12,881人（住民基本台帳 令和3（2021）年4月時点）となっていますが、今後、年平均約200人ずつ減少を続け、19年後の令和22（2040）年に9,066人になる見込みとなっています。その中でも生産年齢人口（15歳以上64歳以下）の減少が著しく、人口規模や構成に見合う施設数量の適正化、維持管理の効率化により、持続可能な施設管理が求められています。

上位計画である総合計画に示すように、老朽化施設の廃止・解体や、施設等の利用状況、維持管理経費等の把握により、各公共施設等の規模の縮減、維持管理経費の削減及び平準化*1を図る必要があります。

また、公共用地の有効活用や、災害時に避難・医療・復旧等の拠点施設となる甘楽町庁舎の老朽化対策を図るため、庁内検討委員会を設置し、必要に応じて調査等を実施するなど、公共施設等の適切な維持・活用を図ります。

① 公共建築物

町が所有する公共建築物をこのまま維持し、耐用年数経過後に更新すると仮定した場合、今後10年間（令和4（2022）年度から令和13（2031）年度）の更新等費用総額は約33.2億円、年度あたりの更新費用の平均は約3.3億円/年度と試算されます。

② インフラ施設

町が所有するインフラ施設をこのまま維持し、耐用年数経過後に更新すると仮定した場合、今後10年間の更新等費用総額は約63.7億円、年度あたりの更新等費用の平均は約6.4億円/年度と試算されています。

③ 公共施設等（公共建築物・インフラ施設）

公共建築物とインフラ施設をこのまま維持する場合、今後10年間の更新等費用総額は約97.0億円、年更新等費用の平均は約9.7億円/年度と試算されています。

一方、過去4年間の公共建築物に関する施設更新費（投資的経費）の平均は約7.6億円/年度（平成28（2016）年度～令和元（2019）年度）であり、公共施設等の更新に必要な費用は過去4年間の施設更新費を約21%超過しています。これ以外にも公共施設等を安心安全な状態に保つため、点検や修繕等の維持管理費が必要になります（P.24 「2 公共施設等（公共建築物・インフラ施設）の維持管理・更新等に係る経費について」参照）。

*1 平準化

改修や更新を計画的に実施することで、年度ごとのコストのばらつきをなくすこと。

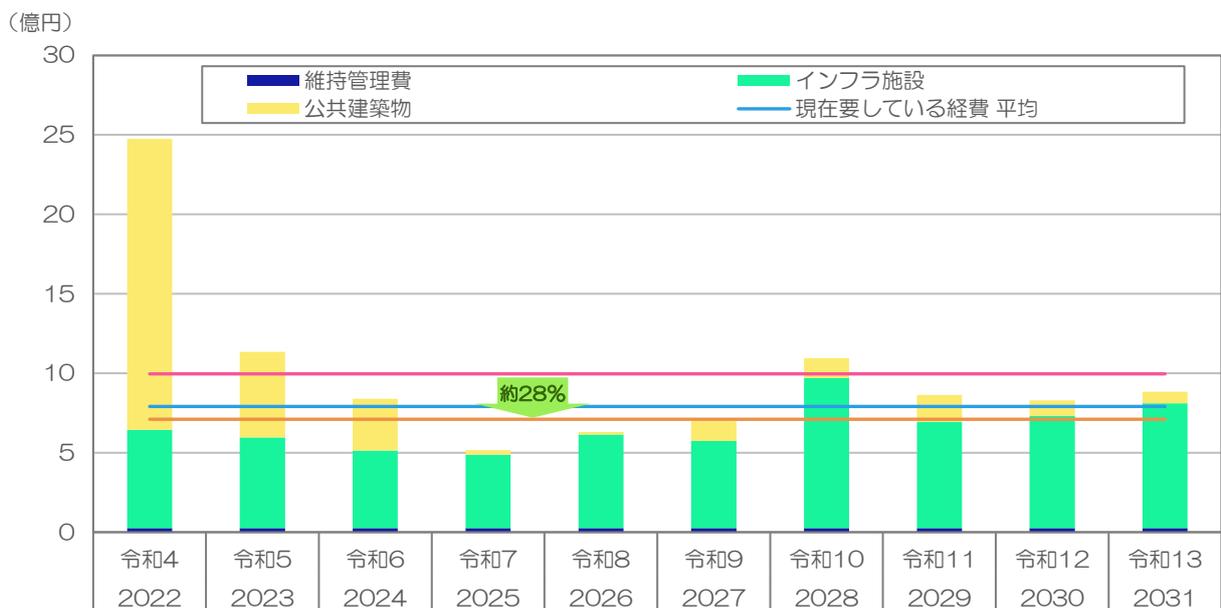


④ 目標とする経費

多くの公共施設等が改修や更新時期を迎える一方、10年間（令和2（2020）年度から令和12（2030）年度）で人口が約10%程度減少することで利用者数や税収の減少は明らかであり、現在保有する公共施設等を今後すべて更新することは財政的に難しい状況です。

人口減少を考慮して施設更新費の目標を約6.9億円、維持管理費の目標を0.2億円とすると、今後、約28%（年間約2.8億円）程度の施設更新費及び維持管理費を削減するために、計画的に施設の長寿命化や、施設数量の適正化を推進する必要があります。

□ 公共施設等（公共建築物・インフラ施設）の維持管理・更新等費用*1



	現在要している経費	今後10年間の維持管理試算額	人口減少率	目標とする経費
施設更新費 (投資的経費)	7.6億円	9.7億円/年	10.2%	6.9億円/年
維持管理費	0.3億円	0.3億円/年		0.2億円/年
合計	7.9億円	9.9億円/年	→	7.1億円/年
削減割合	-	-	-	▲2.8億円/年 -28%

* 端数処理の都合上、合計が合わない場合があります

*1 維持管理・更新等費用

個別施設毎の長寿命化計画において試算されている場合は、これを採用して精緻化を図っています。
個別施設毎の長寿命化計画が策定されていない場合、または費用試算が行われていない場合は、一般財団法人地域総合整備財団が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」を参考に試算しています。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

人口減少や少子高齢化、今後の財政状況を踏まえると、現在の公共施設等の規模を縮小していくことが必要不可欠です。財政負担の軽減化を図りながら住民サービスを維持していくためには、住民ニーズに合わせた施設の複合化、集約化を進めていくとともに、施設の長寿命化や老朽化施設の廃止を含めた施設規模の縮減を図っていかねばなりません。

① 点検・診断方針

建築基準法第 12 条の定期点検、電気工作物の保安管理、消防施設の点検等の法定点検や、公共施設点検マニュアルにより所管部署が実施する日常点検が行われています。法定点検やその他の保守点検結果については、日常点検とともにその履歴をデータベース化して、施設維持管理計画の見直し、総合管理計画の見直しに反映し、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組みを推進します。

② 維持管理・修繕・更新方針

基本的な大規模改修、耐用年数による施設更新時期を定め、戦略的な維持管理・修繕・更新等を総合的かつ計画的に実施し、中長期的なコストの削減・平準化を推進します。

公共施設等の更新については、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあるので、民間活力の導入が可能な施設には PPP/PFI^{*1} を活用します。また、ICT^{*2} や新技術の導入により維持管理コスト削減に努めます。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴は、点検結果とともにデータベース化して、その後の計画的な維持管理・修繕・更新等に活用するとともに、本計画の見直しに反映します。

③ 安全確保方針

旧耐震基準^{*3}（1981 年以前）の建物で老朽化して危険な施設、点検・診断等により高度の危険性が確認された公共施設は、危険個所に町民や利用者が近づかないように迅速に手配し、供用廃止とします。

*1 PPP/PFI	【PPP】 Public Private Partnership(パブリックプライベートパートナーシップ)の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。 【PFI】 Private Finance Initiative(プライベートファイナンスイニシアティブ)の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
*2 ICT	Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。情報処理および情報通信、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称をいう。
*3 耐震基準	現行の耐震基準(新耐震基準)は昭和 56(1981)年に改正され、導入されました。新耐震基準の考え方は、中規模の地震(震度 5 強程度)に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度 6 強から震度 7 程度)に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものです。これに対し、改正前の耐震基準を旧耐震基準と表します。

④ 耐震化対策方針

災害が起きた場合に、「甘楽町地域防災計画（平成 30（2018）年 2 月策定）」に基づく拠点施設として機能確保をすべき役場庁舎や教育施設は、すでに耐震補強工事を実施済みです。

⑤ 長寿命化方針

これまでの対処療法的な事後保全型維持管理から、劣化が大きくなる前に計画的に修繕等を行い、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理を実施します。策定済みの個別施設計画に基づき、公共施設等の長寿命化を図るとともに、維持管理経費・更新費用の削減、平準化を図ります。

⑥ ユニバーサルデザイン化方針

公共施設等の更新時には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）*1」に基づいた、公共施設等のバリアフリー化を推進します。また、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、すべての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン化にも配慮するよう心がけます。

⑦ 統合・廃止方針

本計画を策定した平成 29（2017）年 3 月以降、「にこにこ甘楽（甘楽町多世代サポートセンター）」や「甘楽町立幼稚園」など、統合・廃止を進めてきました。今後も更新時期を迎えた公共施設については、隣接する市町村の施設や類似施設、利用状況等を踏まえて統合・廃止について検討します。

⑧ 共同利用等の方針

急速に進む人口減少に対応するため、地方における生活に必要な都市機能の集約整備、近隣市町村との連携・協力が求められていることから、広域圏や定住自立圏構想に基づく近隣自治体との協議・検討を進め、施設の共同設置、共同運用、相互利用を図ります。

⑨ 環境配慮方針

公共施設等の更新時には、再生可能エネルギー*2の活用や省エネルギー設備機器等の導入など、地球温暖化対策と脱炭素社会の実現に向けて、環境負荷低減を推進しつつ、かつ維持管理費用の削減につながるような技術の採用について検討します。

*1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	高齢者、障害者等の、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進すること。駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的、一体的なバリアフリー化の推進を目指します。
*2 再生可能エネルギー	資源に限りのある化石燃料（石油、石炭、天然ガス等）ではなく、自然に存在するエネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス等）を活用したエネルギーを指します。

3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

① 公共建築物の基本的な方針

本町が保有する公共建築物について、施設類型ごとに次のように基本的な方針を定めます。

□ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（公共建築物）

施設類型	基本的な方針
学校教育系施設	児童生徒数の変化や教育環境の変化等、社会情勢の変化にも配慮しながら、学校施設等個別施設計画に基づいた劣化対策等を図り、児童生徒の安全安心を守ります。
公営住宅	町民の住生活の「質」の向上を図るため、公営住宅への需要や社会情勢の変化にも配慮しながら、公営住宅等長寿命化計画に基づいた整備計画の実現に努めます。
町民文化系施設	公共施設等個別施設計画に基づき、町民が文化や歴史等に触れ、または集会の場として活用できるよう、施設の適切な維持管理を図ります。
社会教育系施設	学校や家庭を除く社会教育の場として、人口減少や少子高齢化、社会情勢の変化に配慮しながら、公共施設等個別施設計画に基づいて劣化対策等を図ります。
スポーツ・レクリエーション系施設	町民のスポーツの推進、または様々な交流や活動を図る場として、公共施設等個別施設計画に基づき、施設の適切な維持管理を図ります。
産業系施設	町の産業の発展および発信を行う拠点施設として、公共施設等個別施設計画に基づき、適切な劣化対策や更新、管理運営を図ります。
子育て支援施設	多様化する保育・幼児教育や保護者ニーズに対して、上位計画等に基づき、必要なサービスの提供体制の充実を図ります。
保健・福祉施設	町民の世代間交流の促進や、健康増進及び福祉の向上に資するよう、公共施設等個別施設計画に基づき、施設の適切な維持管理を図ります。
行政系施設	様々な行政サービスを提供する場として、また災害時等には町の拠点となる施設として、上位計画等に基づき、施設の適切な維持管理を図ります。
公園	町民のスポーツの推進、または様々な交流や活動を図る場や避難場所として、上位計画等に基づき、施設の適切な維持管理を図ります。
供給処理施設	町民の生活を支える施設の一つとして、長期に渡って利用ができるよう、修繕計画等に基づき、適切な劣化対策や維持管理等を図ります。
その他	町民の財産である公共施設等効率的に運用や売却、または解体方針とするなど、総量の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減を図ります。

② インフラ施設の基本的な方針

本町が保有するインフラ施設について、施設類型ごとに次のように基本的な方針を定めます。

□ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（インフラ施設）

施設類型	基本的な方針
道路	町民の生活や活動を支えるインフラの一つとして、上位計画等に基づき、「人」の視点に立って利便性や安全性に配慮し、計画的な整備を行います。
橋梁	町民の生活や活動を支えるインフラの一つとして、橋梁長寿命化計画に基づき、財政負担軽減と安全性確保を図りながら、維持管理を行います。
上水道	町民の生活や活動を支えるインフラの一つとして、安全で良質な水道水の安定供給のため、水道事業基本計画に基づき、老朽化対策や耐震化を図ります。
下水道	町民の生活や活動を支えるインフラの一つとして、快適で衛生的な生活環境の維持向上のため、下水道事業経営戦略や公共下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、維持管理を行います。

4 財産の活用や処分に関する基本方針

点検・診断等により高度の危険性が確認され、供用廃止となった公共施設等や、機能統合、集約等により用途廃止となった公共施設等は、解体方針とするか、または用途変更や売却等を含み、総量の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減に資するよう、今後の利活用を検討します。

5 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間とします。また、策定した計画については評価・見直しを 5 年後に実施する他、必要に応じて適宜見直しを図ります。

第4章 維持管理・更新等に係る経費

1 公共施設等（公共建築物・インフラ施設）の維持管理の計画的な推進について

① 公共建築物

本計画を策定した平成 29（2017）年 3 月以降、旧甘楽町総合福祉センター施設の長寿命化改修と、施設内への機能の集約化・複合化、町立幼稚園 3 園の老朽化対策として 3 園を統合して、民設民営（PFI 方式）、消防団の再編など、施設の総量適正化と老朽化対策、町民サービスの向上を目指して様々な対策を実施してきました。また、旧第一中学校施設や旧保健センター、旧消防団施設、下井住宅団地等の解体工事も実施してきました。今後も、施設総量の適正化を推進します。

② インフラ施設

本計画を策定した平成 29（2017）年 3 月以降、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえ、白倉浄水場の大規模改修工事や管路の更新と耐震化、老朽管（石綿管）の更新、裏門橋、大類橋の補修工事、農業集落排水区域の公共下水道事業への統合など、計画的に実施してきました。今後も、予防保全的な対策を実施することで、インフラ施設の長寿命化を図ります。また、農業集落排水区域の公共下水道事業への統合も、引き続き推進します。

2 公共施設等（公共建築物・インフラ施設）の維持管理・更新等に係る経費について

保有する公共施設等を現状のまま維持し、大規模修繕や耐用年数経過後の更新を行うと仮定した場合、今後 10 年間の維持管理・更新等費用（D）は約 9.9 億円/年（総額約 99.6 億円）と試算されています。

一方、策定済みの個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）が策定済みである場合、これに基づく長寿命化対策等を反映すると、維持管理・更新等費用（C=A+B）は約 8.1 億円/年（総額約 81.6 億円）まで削減可能であると試算され、目標とする経費（G）以内とはなりません。なお、長寿命化対策等の効果額（E=D-C）は 1.8 億円/年となり、対策等の実施により約 18%の削減効果が見込まれます。

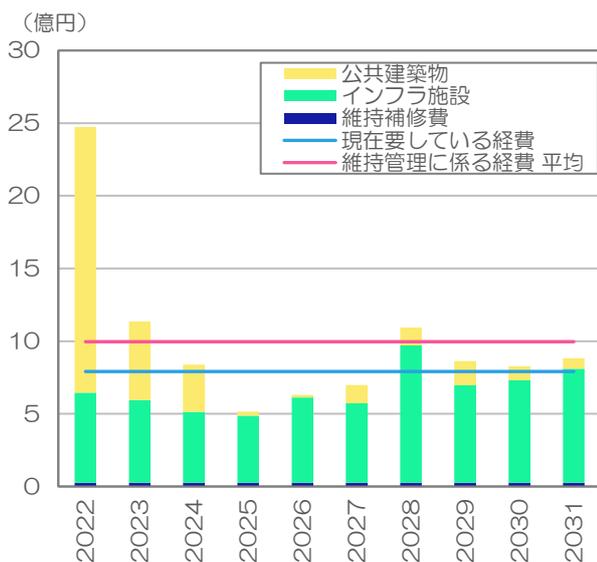
今後も、更なる個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の策定や見直し等を推進しながら、その方針等を踏まえ、これに基づく長寿命化対策等を反映しますが、その際の財源として、公共施設等適正管理推進事業債や社会資本整備総合交付金、または町の基金積立金等を活用し、適切な管理を推進します。

□ 維持管理・更新等に係る経費（公共建築物等）*

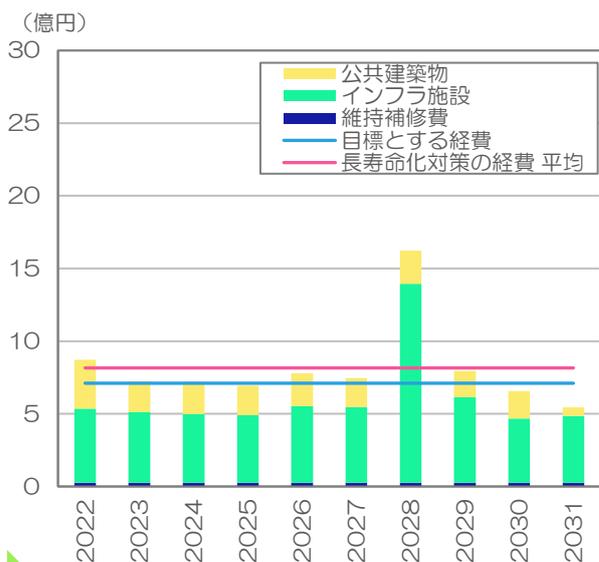
公共施設等	長寿命化対策反映後の経費			G 目標とする 経費 (人口減少考慮) 億円/年	事後保全の経費		E=D-C 長寿命化対策 等の効果額 億円/年
	A	B	C=A+B		D	F	
	維持管理費用 億円/年	更新等費用 億円/年	合計 億円/年		耐用年数経過 時に単純更新 した場合 億円/年	現在要して いる経費 (過去4年平均) 億円/年	
公共建築物	0.2	2.1	8.1	7.1	9.9	7.9	1.8
インフラ施設		5.8					

A：維持補修費による G：目標とする経費（P.17による）

* 端数処理の都合上、合計が合わない場合があります



D（耐用年数経過時に単純更新した場合）



C（長寿命化対策等を実施した場合）

*2028（令和10）～29（令和11）年度は轟浄水場の
大規模改修計画のため費用が上昇しています。

第5章 総合管理計画の継続的運用方針

1 情報管理・共有方策

固定資産台帳をはじめとして、保有する公共施設等の基本情報や修繕・改修履歴、各種点検記録等、公共施設の情報の一元化・共有化を図り、公共施設マネジメントの推進に努めます。

2 全庁的な取組体制の構築

本計画の推進に当たっては、組織の枠を超えて全庁をあげて取り組む必要があることから、企画課財政係が公共施設等の情報を一元的に管理し、計画に関する事務を統括します。

3 地方公会計の活用

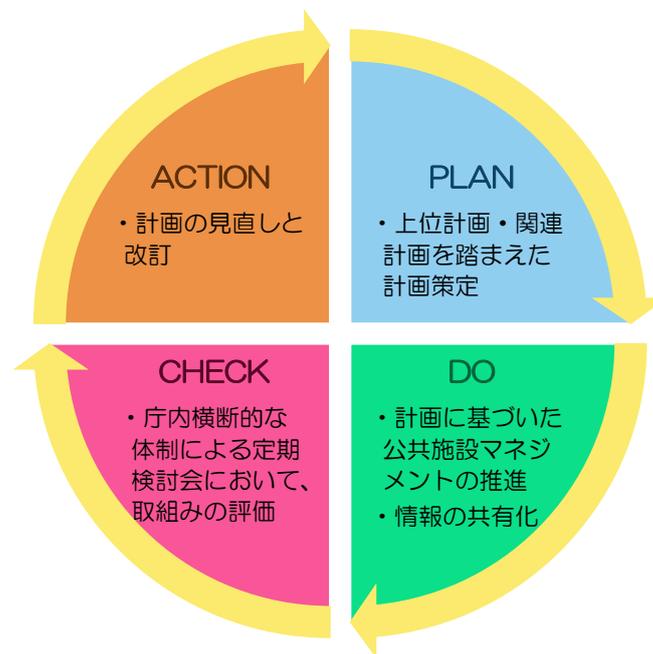
新たに導入された「地方公会計」により統一的な基準による財務書類等を作成し、公表していますが、引き続き継続して作成及び公表するとともに、施設毎の分析結果を公共施設管理に活用していきます。

4 本計画のフォローアップ

公共施設等の維持管理に関する庁内横断的な体制を整備し、定期検討会を実施することにより、維持管理や施設点検の問題点等の情報の共有化を図ります。更にトータルコストの低減、施設修繕費用の平準化、年間維持管理費の削減、更新施設の優先順位を検討し、実施計画に反映することで、PDCA サイクルに基づく公共施設マネジメントの推進を図ります。

また、策定した計画については評価・見直しを定期的実施しますが、PDCA サイクルに基づく公共施設マネジメントの推進の実現のために、必要に応じて適宜見直しを図ります。

□ 公共施設マネジメント推進のための PDCA サイクルの確立



公共施設等総合管理計画

平成29年 3月策定

令和 4年 3月改訂

甘 楽 町 役 場

〒370-229

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161-1

TEL 0274-74-3131（代表）
